

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第6号

令和5年3月29日付けで専決された令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項及び新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第17号）第15条第1項の規定に基づき告示する。

令和5年3月29日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



記

令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)

専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月29日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田達伸

令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,922,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ277,997,052千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市町村支出金		47,888,507	160,210	48,048,717
	1市町村負担金	47,888,507	160,210	48,048,717
2国庫支出金		90,281,450	640,842	90,922,292
	1国庫負担金	65,116,713	480,632	65,597,345
	2国庫補助金	25,164,737	160,210	25,324,947
3県支出金		22,438,426	160,210	22,598,636
	1県負担金	22,438,426	160,210	22,598,636
4支払基金交付金		105,131,605	769,016	105,900,621
	1支払基金交付金	105,131,605	769,016	105,900,621
7繰入金		2,800,919	192,252	2,993,171
	2基金繰入金	1,797,104	192,252	1,989,356
補正されなかった款項にかかる額		7,533,615		7,533,615
歳入合計		276,074,522	1,922,530	277,997,052

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2保険給付費		266,250,366	1,922,530	268,172,896
	1療養諸費	253,840,434	1,882,858	255,723,292
	2高額療養諸費	11,145,782	39,672	11,185,454
補正されなかった款項にかかる額		9,824,156		9,824,156
歳出合計		276,074,522	1,922,530	277,997,052